

# 仕 様 書

教育委員会学校歴史博物館事業課

(担当 林・千秋・吉村 電話 075-344-1305)

件 名	令和8年度 展示物運送ならびに企画展の設営・展示替・撤収に係る業務委託
契約期間	令和8年6月1日(月)～令和8年10月16日(金)
契約条件	<p>1 目的 京都市学校歴史博物館(以下「当館」という。)で開催する企画展に展示予定の展示物運送ならびに企画展の設営・展示替・撤収に係る業務を委託する。</p> <p>2 主な業務内容 (1) 各展示物の所蔵場所から当館収蔵庫への借用・運搬作業 (2) 当館収蔵庫より展示室への展示品移動、ならびに当館企画展示室内での作品展示・展示替・撤収作業 (3) 当館収蔵庫から各借用物の所蔵場所への運搬・返却作業</p> <p>3 作業日程 (1) 令和8年6月1日(月)～令和8年6月19日(金)のうち1日 (京都市内の小学校・高等学校から当館へ史料を借用) (2) 令和8年6月1日(月)～令和8年6月19日(金)のうち3日間 (横浜市及び長野県泰阜村から当館へ史料借用) (3) 令和8年6月22日(月)～令和8年6月25日(木)のうち1日 (当館収蔵庫ならびに企画展示室内での作品展示作業) (4) 令和8年7月27日(月)～令和8年8月7日(金)のうち1日 (京都市内の小学校から当館へ史料を借用) (5) 令和8年7月27日(月)～令和8年8月7日(金)のうち2日間 (静岡県伊豆の国市ならびに浜松市から当館へ史料を借用) (6) 令和8年8月17日(月)～令和8年8月21日(金)のうち1日 (当館収蔵庫ならびに企画展示室内での展示替作業) (7) 令和8年9月14日(月)～令和8年9月25日(金)のうち1日 (当館から京都市内の小学校へ史料を返却) (8) 令和8年9月14日(月)～令和8年9月25日(金)のうち3日間 (当館から横浜市及び長野県泰阜村へ史料を返却) (9) 令和8年9月28日(月)～令和8年10月2日(金)のうち1日 (当館収蔵庫ならびに企画展示室内での作品撤収作業) (10) 令和8年10月5日(月)～令和8年10月16日(金)のうち1日 (当館から京都市内の小学校・高等学校へ史料を返却) (11) 令和8年10月5日(月)～令和8年10月16日(金)のうち2日間 (当館から静岡県伊豆の国市ならびに浜松市へ史料を返却)</p> <p>4 移動対象 ※詳細は別紙参照 展示予定作品約58点(文書、民具、美術品、衣類、標本、模型、絵葉書) 作品総評価額¥23,800,000-</p> <p>5 作業内容・人員等 ※詳細は別紙参照 (1) 京都市内集荷作業3か所及び当館への運送作業 (20点、2名(運転手含む)、2tトラック) (2) 集荷作業横浜市1か所、長野県泰阜村1か所及び当館への運送作業 (10点、2名(運転手含む)、2tトラック) (3) 当館にて企画展展示作業(人員3名) (4) 京都市内集荷作業2か所及び当館への運送作業 (21点、2名(運転手含む)、2tトラック) (5) 集荷作業伊豆の国市1か所、浜松市1か所及び当館への運送作業 (7点、2名(運転手含む)、2tトラック)</p>

- (6) 当館にて企画展展示作業（人員 3 名）
- (7) 当館から借用品搬出、及び京都市内 2 か所への借用品返却作業（15 点、2 名（運転手含む）、2t トラック）
- (8) 当館から借用品搬出及び横浜市 1 か所、泰阜村 1 か所への借用品返却作業（10 点、2 名（運転手含む）、2t トラック）
- (9) 当館にて企画展撤収作業（人員 3 名）
- (10) 当館から借用品搬出、及び京都市内 3 か所への借用品返却作業（26 点、2 名（運転手含む）、2t トラック）
- (11) 当館から借用品搬出及び伊豆の国市 1 か所、浜松市 1 か所への借用品返却（7 点、2 名（運転手含む）、2t トラック）

6 留意点

- (1) 本業務遂行に要する、絵画用台車や平台車（当館所有台車以外に必要とされるもの）、作品展示に係る用具（絵画用フック、テグス等）、借用品の梱包に係わる各種用具等については受託者において負担、準備し、持参すること。また、借用品梱包に係わる各種の資材（段ボール等）に関しては、資材費（制作のための経費含む）として見積書内に計上した上で、作業当日までに準備、当日には持参をすること。
- (2) 各借用品（展示物）には保険をかける。なお、借用品の正式決定後に保険をかけるための事務費用を見積書内に計上すること。
- (3) 本業務に従事する職員は、美術作品の取扱いに十分な経験を有し、かつ信頼のおける者を充てること。
- (4) 作業対象品は、貴重な美術作品であり、かつ損傷の恐れも大きいものであるから、本市の指示に従い、十分に注意して取り扱うこと。
- (5) 本業務終了後、片付けを行い、本業務により発生した廃棄物等は受託者の責任において処分すること。
- (6) 移動経路、スケジュールについては本市と調整の上、決定すること。
- (7) 本仕様書に記載のない事項及び本仕様書についての疑義は本市と協議のうえ決定する。
- (8) 集荷先との調整により、借用物品の具体的な品目に変更となる場合がある。ただし、その変更は当初の見積で計上された経費に変動のない範囲で実施する。
- (9) 集荷先との調整により、借用先が変更となる場合がある。ただし、その変更は当初の見積で計上された経費に変動のない範囲で実施する。

注 本仕様について不明な点がある場合は、契約課の指示に従ってください。

## 別紙

※搬入先：京都市学校歴史博物館

〒600-8044 京都府京都市下京区御幸町通仏光寺下る橘町437

### (1) 京都市内集荷作業：下記の3か所

①京都市立翔鸞小学校（〒602-8393 京都市上京区御前通今出川上る鳥居前町671）

美術品（タペストリー）	1点
文書（紙芝居）	1点
民具	5点

②京都府立鴨沂高等学校（〒602-0867 京都市上京区寺町通荒神口下ル松蔭町131）

文書（学校発行雑誌等）	2点
絵葉書	1点
考古資料	2点

③京都市立伏見板橋小学校（〒612-8073 京都市伏見区下板橋町610）

文書（学校発行雑誌等）	3点
民具	5点

### (2) 横浜市1か所、長野県泰阜村1か所での集荷及び館への運送作業

①横浜市立間門小学校（〒231-0825 横浜市中区本牧間門29-1）

文書（書籍等）	2点
衣類（スタッフジャンパー）	1点
パンフレット	2点
生物標本	1点（ケースなし）

②泰阜村立泰阜小学校（〒399-1801 長野県下伊那郡泰阜村6221-5）

美術品（絵画）	2点
文書	2点

### (4) 京都市内集荷作業：下記の2か所

①京都市立岩倉北小学校（〒606-0021 京都市左京区岩倉忠在地町5）

民具（林業の仕事のための道具）	7点
文書	3点

②京都市立正親小学校（〒602-8266 京都市上京区浄福寺通中立売下る菱丸町173）

民具（西陣織の仕事のための道具、生活道具など）	7点
文書（説明パネル）	3点
模型（風俗人形）	1点

**(5) 静岡県伊豆の国市 1 か所、浜松市 1 か所での集荷及び館への運送作業**

①静岡県立菫山高等学校（〒410-2143 静岡県伊豆の国市菫山菫山 229）

美術品 2 点

②浜松市立光明小学校（〒431-3303 浜松市天竜区山東 2550）

美術品 1 点（手紙を額装した扁額）

文書 4 点

**(7) 京都市内借用品返却作業：下記の 2 か所**

京都市立翔鸞小学校（(1)-①）及び京都市立伏見板橋小学校（(1)-③）に借用品返却

**(8) 館から借用品搬出及び横浜市 1 か所、泰阜村 1 か所への借用品返却作業**

横浜市立間門小学校（(2)-①）及び泰阜村立泰阜小学校（(2)-②）に借用品返却

**(10) 京都市内借用品返却作業：下記の 3 か所**

京都府立鴨沂高等学校（(1)-②）、京都市立岩倉北小学校（(4)-①）、京都市立正親小学校（(4)-②）に借用品返却

**(11) 館から借用品搬出及び伊豆の国市 1 か所、浜松市 1 か所への借用品返却**

静岡県立菫山高等学校（(5)-①）、浜松市立光明小学校（(5)-②）に借用品返却